

別記 1

長期履修学生数の在籍学生数の取扱いについて

大学設置基準又は短期大学設置基準に定める、修業年限を超え一定期間にわたる計画的な履修を認められた学生（長期履修学生）の在籍学生数の算出方法については、下記によるものとする。

記

当該長期履修学生の在籍している学科で、同一の期間を履修年限とした長期履修学生数ごとに、当該学生数に当該学科の修業年限を当該長期履修学生の登録された履修年限で除して選られた数（小数点第3位切捨て）を乗じた数を算出し、その合計数（小数点第1位切上げ）を在籍学生数とする。